

答 申

1 審査会の結論

異議申立てにより公開請求のあった「④教育委員会の学校に対する再度の指導の文書」「⑤教育室の対応文書、決まり」「⑥教育委員会学校教育室の職務文」「⑦短期で同じことが起こった説明文、対応文、家族全員に対する謝罪文」については、不存在決定は妥当である。「⑩小学校の家庭への訪問の仕方」については、改めて文書を特定し公開すべきである。

2 異議申立ての趣旨

名張市情報公開条例（平成10年名張市条例第13号、以下「条例」という。）に基づき行った次の公文書公開請求に対し、実施機関は公文書公開決定をした。しかし、その内容については、請求した文書の一部のみ公開したもので、すべてを公開したものではなかった。下記公開請求文書のうち「⑤教育室の対応文書、決まり」「⑥教育委員会学校教育室の職務文」「⑦短期で同じことが起こった説明文、対応文、家族全員に対する謝罪文」「⑩小学校の家庭への訪問の仕方」「⑫平成21年12月から22年1月9日までの異議申立人に対する訪問日と学校から児童保護者に対する文章の出した日」を、改めて公開を求めるものである。

請求日 平成22年2月12日（平成22年2月12日受付）

請求内容 ① 指導
② 平成22年1月2月の校長会の会議内容
③ 平成22年1月2月の教頭会の会議内容
④ 教育委員会の学校に対する再度の指導の文書
⑤ 教育室の対応文書、決まり
⑥ 教育委員会学校教育室の職務文
⑦ 短期で同じことが起こった説明文、対応文、家族全員に対する謝罪文
⑧ 同じことの繰り返しであることを教育委員会に訴えているがその対応文
⑨ 教育委員会と小学校の今後の改善点
⑩ 小学校の家庭への訪問の仕方
⑪ 小学校の児童への対応
⑫ 平成21年12月から22年1月9日までの異議申立人に対する訪問日と学校から児童と保護者に対する文章の出した日

実施機関の処分 平成22年2月23日付名教学教第2653号
(公文書公開決定通知書)

3 実施機関の説明趣旨

実施機関は、公文書公開請求のあった公文書のうち、「②平成22年1月2月の校長会の会議内容」に対しては、「市内小中学校長会(1月・2月)」を、「⑥教育委員会学校教育室の職務文」に対しては、「平成21年度名張市教育委員会事務局学校教育室事務分掌」を、「⑫平成21年12月から22年1月9日までの異議申立人に対する訪問日と学校から児童保護者に対する文章の出した日」に対しては、「桔梗が丘小学校からの(児童と保護者に対して)文書(平成21年12月から平成22年1月9日迄)」を特定し公開した。

異議申立てにある、公開した「⑫平成21年12月から22年1月9日までの異議申立人に対する訪問日と学校から児童保護者に対する文章の出した日」については、文書の特定に遺漏があったため、改めて平成22年3月19日付名教学教第2853号で追加公開した。

4 異議申立ての理由

公開請求した12の公文書のうち、上記②⑥⑫についてのみ公開があったが、その他は公開非公開等の決定がなかった。

「⑤教育室の対応文書、決まり」「⑦短期で同じことが起こった説明文、対応文、家族全員に対する謝罪文」「⑩小学校の家庭への訪問の仕方」を公開するよう求める。また、「⑥教育委員会学校教育室の職務文」については「平成21年度名張市教育委員会事務局学校教育室事務分掌」の公開があったが、異議申立人が公開を求めたイメージの文書とは乖離しており、改めて文書を特定しなおして、公開するよう求める。

「④教育委員会の学校に対する再度の指導の文書」については、異議申立てには含まれていなかったが、異議申立人の意見陳述において、公開するよう求めている。学校でプライバシーが保護されておらず、安全管理もできていない。それらの事についての注意文書が通知されていても、遵守されていなかった。その事についての会議に関する記録、規約等があれば公開されたい。

5 審査会の判断

(1) 基本的な考え方について

条例の目的は、市民の知る権利に基づく情報公開請求権を保障し、行政の市民に対する説明責任を果たすことにより、より一層開かれた市政を実現するとともに、市政運営をより公正かつ効率的に推進し、市政に対する市民の理解と信頼を確保するというものである。

条例は、原則公開を理念としているが、公文書を公開することにより、請求者以外の者の権利利益が侵害されたり、行政の公正かつ適正な実施に著しい支障を生じる恐れがあるなど市民全体の利益を害することのないよう、原則公開の例外

として公開しないことができる項目を定めている。

当審査会は情報公開の理念を尊重し、条例を厳正に解釈して、以下について判断する

(2) 本決定について

本件では、異議申立てのあった部分について審査する。

「④教育委員会の学校に対する再度の指導の文書」「⑤教育室の対応文書、決まり」「⑦短期で同じことが起こった説明文、対応文、家族全員に対する謝罪文」について当審査会が実施機関に確認したところ、作成していない、保管義務が無い等の理由で文書は存在していないとの回答であった。この回答に特段の不合理な点は見られず、当審査会でも不存在決定は妥当と判断する。

「⑥教育委員会学校教育室の職務文」についても前述の「平成21年度名張市教育委員会事務局学校教育室事務分掌」以外には存在せず、不存在決定は妥当と判断した。仮にこれらに関してメモ書等があったとしても、直ちに公文書とはなりえず、条例の対象とはなしえない。

また、実施機関のこれら④⑤⑥⑦の決定については不存在理由を明確に付記すべきである。

⑩小学校の家庭への訪問の仕方については、過去にそれと同じ文書の請求があり平成20年8月11日付名教学教第1025号で公文書公開決定通知したと当審査会に報告はあったが、今回決定しなかった旨及びその理由は明記されていない。これについては、三重県教育委員会発行の「学校管理下における危機管理マニュアル」、家庭訪問の注意事項、新人研修資料、文部科学省一般書類等、市が関与した文書を対象とし、文書を特定し改めて公開すべきである。過去に公開してあったとしても、再度公開決定をすべきである。

「⑫平成21年12月から22年1月9日までの異議申立人に対する訪問日と学校から児童保護者に対する文章の出した日」については、異議申立時にはすべてを公開しておらず、遺漏があったが、その後追加ですべて公開しているので、ここでは判断しない。

(3) 結論

よって、主文のとおり答申する。

6 審査会の意見

公文書公開請求に対しては、厳密且つ遺漏なく文書を特定しそのうえで公開、非公開等のいずれかの決定をなし、部分公開、非公開、不存在については、単に根拠となる法令を示すにとどまらず、文書自体から処分理由が明確になるような適切な理由を付記すべきである。

7 審査会の経過

年 月 日	処 理 内 容
平成22年 5月26日	実施機関からの諮問書の受理
平成22年 7月 2日	審査
平成22年 8月 3日	審査
平成22年12月13日	審査
平成22年12月24日	教育委員会学校教育室から意見聴取 審査
平成23年 1月17日	審査
平成23年 1月24日	審査
平成23年 2月15日	審査
平成23年 5月26日	異議申立人から意見聴取 審査
平成23年 6月16日	答申

8 審査会委員

職 名	氏 名	役 職 等
会 長	筒 井 琢 磨	皇學館大学現代日本社会学部教授
会長職務代理	前 田 定 孝	三重大学人文学部准教授
委 員	福 田 悦 子	名張市人権擁護委員
委 員	寺 川 史 朗	三重大学人文学部教授